

平成29年（ワ）第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 木伏 研一 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

再度の求釈明申立書

2019年10月16日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男
外

原告らは、第1準備書面の第7及び第2準備書面の第4において、被告に対し釈明を求めた。これに対し、被告は、2019年8月7日の第8回口頭弁論期日において、「必要な釈明は全て行っているという認識である。」との見解を述べた。

原告らは、原告らの求めた釈明に対し、被告は十分な回答をなしていないと考えるので、改めて以下のとおり釈明を求める。

求釈明事項1

本件石炭火力発電所を設立することとした経緯及びその決定者
(求釈明の理由)

- 1 本件では、被告の行為（仙台PSの稼働）が違法といえるか、その違法行為は受忍限度を超えるかが争点とされている。ここで受忍限度論とは、原告第10準備書面で主張した通り、加害者の利用方法の地域への適合性や、加害者の被害防止対策の程度等、様々な考慮要素を総合判断してなされる理論をいう。

- 2 上記の受忍限度の考慮要素を裁判上明らかにするため、本件火力発電所の設置の経緯（いかなる理由で、東日本大震災で甚大な被害を被った仙台市宮城野区港1丁目という場所に本件施設を設立することとしたのか、本件施設の出力を11.2万kwとした理由、BAT（ベストアベラブルテクノロジー：利用可能な最良の技術）との関係で被告はいかなる対策を施したのか等）の説明がなされるべきである。
- 3 また、上記の経緯について、適切な人証を選択するためには、上記の経緯を決定した者が明らかにされるべきである。
- 4 なお、甲A13号証の1は仙台PSの設備の性能を証する証拠であり、甲A13号証の2は今後建設予定の（仮称）仙台大松発電所の設備の性能を証する証拠である。甲A13号証の1の9枚目下段によれば、仙台PSは窒素酸化物については100ppmを超えないことが目標とされ、硫黄酸化物については100ppmを超えないことが目標とされ、ばいじんについては0.05g/m³N（50mgのこと）を超えないことが目標とされている。これに対して甲A13号証の2の3枚目（4頁と振られている頁）によれば、仙台大松発電所においては脱硝装置（NO_x:窒素酸化物を除去する。なお、窒素酸化物から作られるのが硝酸である。）については40ppmを超えないことが目標とされ、脱硫装置（SO_x:硫黄酸化物を除去する。なお、硫黄酸化物から作られるのが硫酸である。）については19ppmを超えないことが目標とされ、集塵装置（ばいじんの中に、PM2.5などの一次粒子が含まれる。）については10mg/m³Nを超えないことが目標とされており、仙台PSの設備の性能と仙台大松発電所の設備の性能とでは雲泥の差がある。この点について、上記BATの観点から説明を求める。

求釈明事項2

被告は、自らがなした環境調査の結果として乙16号証を提出しているが、同

様の調査を、乙16号証で示された場所、時期以外で実施している場合にはその結果を明らかにされたい。

(求釈明の理由)

- 1 環境影響評価法は、一定以上の規模の事業（第一種事業）については、環境影響評価を行うことを義務付け、第一種事業に準ずる規模を有する事業（第二種事業）については、個別の事業や地域の相違を踏まえて環境影響評価の実施の必要性を個別に判定することを定めている（法第2条2項、3項）。

火力発電所の場合、出力15万kw以上の発電所は第一種事業に、11.25万kw以上15万kw未満の発電所は第二種事業に分類される。なお、仙台PSの発電量は11.2万kwであり、第二種事業の基準にわずかに足りないことを奇貨として、被告が環境影響評価を行っていないことは、原告らが訴状62頁以下で主張したとおりである。

- 2 被告は、平成30年2月16日付準備書面(1)の5頁で、「大気環境について、環境影響評価法上の環境アセスメントの実施に当たって参照される『発電所にかかる環境影響評価の手引』に記載されたものと同様の手法を用いた定量的な環境影響評価を実施しており、仙台PSの稼働前後において、周辺の大気環境に有意な差がみられるような変化は生じないことを確認するなど、自主環境影響評価を行っている」と主張する。

しかし、「発電所にかかる環境影響評価の手引」によると、環境影響評価の手続フロー図は、添付資料のとおりであり、第一種事業は当然のことながら、第二種事業においても、事業者が行うべき手続として、配慮書の作成、簡易な環境影響評価の実施といった作業を行うよう定められている。

- 3 また、発電量が仙台PSと同じ11.2万kwとして建設される予定だった（仮称）仙台高松発電所は、要約版だけで34頁になる環境影響評価書を作成している（甲A13号証の2）。

被告が、真に「発電所にかかる環境影響評価の手引」に記載されたものと

同様の手法を用いた定量的な環境影響評価を実施しているのであれば、仙台高松発電所の場合と同等の書面、または、第二種事業の手続で定められている「配慮書」「簡易な環境影響評価の実施とその結果」「環境影響の程度が著しいものとなる恐れがないと判断した根拠を記載した書面」が存在するはずである。

被告が提出した乙16号証は、上記の書面と比較して、内容面でも形式面でも不十分なことが明らかなので、改めて、自主環境影響評価の開示を求める。

添 付 書 類

発電所にかかる環境影響評価の手引（抜粋）